

平成 16 年 8 月 2 4 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

ソフトバンク BB 株式会社

そん まさよし

代表取締役社長 孫 正義

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 16 年 7 月 2 2 日付にて募集のありました「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙 1、2 のとおり意見を提出させていただきます。

問い合わせ等は、下記連絡先で対応いたしますので宜しくお願い致します。

敬具

記

連絡先

〒103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんぼしはこぎきちょう
にほんぼしはこぎきびる
東京都中央区日本橋箱崎町 24 番 1 号
日本橋箱崎ビル

ソフトバンク BB 株式会社

以上

意 見 書 (要旨)

1. I T基本戦略に基づき特定財源と一般財源を区分して整理をすべきである。
 - ・ I T戦略会議でまとめた I T基本戦略に基づき役割等を整理すべき
 - ・ 受益者が誰かで整理すべき (無線局免許人は特定財源、国民全体は一般財源)
 - ・ 電波利用料は特定財源に限定 基礎研究は一般財源で対応

2. 電波利用料は、電波利用共益費用としての性格を維持するべきである。
 - ・ 電波使用料は電波環境の監視・整備を図る為の電波行政費用を賄うための手数料

3. 新規 (再編含む) に電波を割り当てる場合、携帯電話等競願が想定される免許については免許手続き上の公平性を確保するため「市場原理活用型比較審査方式」等を直ちに制度化し実施すべきである。

4. 電波利用料の算定においては、電波の経済的価値の観点から量的要素、需要の程度を勘案するべきである。
 - ・ 現行算定方式は無線局の均等負担で有効利用のインセンティブが働かない。
 - ・ 電波の経済価値に見合った算定方式を導入すべき。

5. 電波利用料の使途は、現状を原則維持し拡大すべきではない。
 - ・ 将来の電波利用者に受益のある研究開発は、今後も一般財源で負担。

6. 免許不要局から電波利用料は、徴収すべきではない。
 - ・ 小電力の無線システムは電波監視等の恩恵を受けず、混信も与えていない
 - ・ 免許不要局を帯域占有、非占有に分類するのは不合理
 - ・ 周波数の割当優先順位は免許局、免許不要局の順
 - ・ 帯域割当ては利用期間、利用効率 (活用条件)、退出条件等を明示して実施

7. 国・地方公共団体に対する減免措置は見直し、例外は廃止すべきである。
 - ・ 国・地方公共団体も公平性から負担すべき。

以 上

意 見 書

1. I T基本戦略に基づき特定財源と一般財源を区分して整理をすべきである。

I T基本戦略の基本的考え方の中で、ネットワークインフラの整備は、民間が主導的役割を担うことを原則としている。政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境を整備するとあり、電波有効利用政策研究会の最終報告書もこの考え方を前提に整理すべきである。

また、最終報告書（案）は、特定財源である電波利用料と欧米各国が一般財源として整理しているオークション等で得た免許料を混在して記述している。電波利用料の用途を拡大するために徴収範囲を拡大する事には賛成できないし論理に矛盾が生じている。従って、受益者が誰になるのかを明確にして整理することを希望する。できれば、特定財源である電波利用料は無線局免許人が受益者になる事項に限定し、その他は一般財源で賄うように整理すべきである。特に国民全体が受益者である将来のための基礎研究費を電波利用料で賄うべきではない。

2. 電波利用料は、電波利用共益費用としての性格を維持するべきである。

電波利用料制度導入時に定めた目的を拡大すべきではない。すなわち、電波環境の監視・整備を図る為の電波行政費用を賄う為の手数料として無線局免許人から徴収する現在の制度は、合理的であり見直しの必要はない。

ただし、電波利用者が負担すべき行政費用の配分は、新たに電波の経済的な価値を反映した適正な価格を勘案する手法を導入し計算する必要がある。これにより電波の有効利用のインセンティブが働く仕組みに変えるべきである。つまり、経済的な価値を反映した電波利用料を課すことにより非有効利用の自発的退出を促し、また広く優れた技術やサービスを有する者の新規参入を促進することで電波の有効利用を図ることが可能になる。

3. 新規（再編含む）に電波を割り当てる場合、携帯電話等競願が想定される免許については免許手続き上の公平性を確保するため「市場原理活用型比較審査方式」等を直ちに制度化し実施すべきである。

8月6日付、意見書募集においても、800MHz携帯電話の周波数割当において、周波数再編帯域にもかかわらず、既存事業者に再割当の方針案が発表された。今後新規に割当てを行う周波数については、利用希望の有無を調査した上で割り当て免許数を上回る希望者が出た場合は、既存事業者に優先的に割当てを行うのではなく、免許手続きに市場原理を活用する方策を導入すべきである。

すなわち、「オークション方式の市場原理活用方策」としての利点を生かしつつ、その有する危険性を克服する方策として提言のある「市場原理活用型比較審査方式」を直ちに制度化し実施することにより、免許手続きの透明性、公平性、迅速性を確保すべきである。

特に、800MHz帯におけるIMT-2000周波数の割当ては、免許数が限られている競合状態での適用事例を作る良い機会であり、比較審査方式により実施すべきである。

4. 電波利用料の算定においては、電波の経済的価値の観点から量的要素、需要の程度を勘案するべきである。

電波利用共益費用を、原則、無線局数で均等負担する現行の電波利用料算定の方式では、携帯電話の場合、一定の帯域幅の中でハーフレート化、マイクロセル化等によって電波の有効利用に務め、収容無線局数を増加させても、電波利用料の支払額が増加し、電波の有効利用のインセンティブが働いていない状況である。この欠点を補うために電波の量的要素、需要の程度を勘案して算定する方式に変更することを希望する。

固定資産税が土地の評価額に課税されるのと同様に、電波の希少性が強い地域や周波数帯域（逼迫地域・逼迫帯域）では電波の価値が一定ではないので、電波の経済価値を勘案した算定方式を段階的に導入する必要がある。

5. 電波利用料の用途は、現状を原則維持し拡大すべきではない。

将来の電波利用者に受益のある研究開発は、一般財源により国民全体で負担してきた経緯があり、研究開発名目で電波利用料の用途を拡大することは望ましいことではない。

すなわち、将来の電波利用の発展と有効利用を推進するための研究開発は国民全体の利益に資するものであり現在の無線局免許人の受益と直接関係していないため、これまで通り一般財源で賄うべきであり、未利用周波数の開拓などの研究分野及び移動通信用鉄塔施設整備事業等に電波利用料財源を活用すべきではない。

6. 免許不要局から電波利用料は、徴収すべきではない。

無線LAN等国際ローミングを前提にした小電力の無線システムは、電波利用料を使って運営されている電波監視等の恩恵を免許局と同程度に現状において受けていないこと、並びに他の無線局に混信を及ぼさないことから徴収の対象とすることは極めて道理のないことである。

免許不要局を最終報告書案においては、帯域占用と帯域非占用に分けているがこれは分かりづらい分類である。電波利用料は免許を受けている無線局免許人から徴収するものであり、帯域の占有・非占有という新しい分類を作り徴収範囲を小電力無線システムへ拡大すべきではない。もし、徴収をするのであれば、免許局に位置付けて整理すべきである。

さらに、免許局と免許不要局は、電波が国民の共有財産であることを勘案すると、周波数割当の国際機関及び各国との整合性を図る中で、電波利用料の徴収可能な免許局を優先して周波数を割り当てるべきである。

電波の経済的価値に見合ったコスト意識を持つための方策を導入することは賛成であるが、充分検討を行う必要がある。特に周波数帯域を占用して使用する小電力無線システムの帯域割当においては、周波数の利用期間・利用効率（活用度）・退出条件等を明確にして利用（割当て）を開始する必要がある。

7. 国・地方公共団体に対する減免措置は見直し、例外は廃止すべきである。

国及び地方公共団体の開設する無線局も電波監視や総合無線管理システムによる利益を受けている以上、他の無線局免許人との公平性を確保する視点から負担すべきである。これを推進することにより、国及び地方公共団体で直接開設・運営するインセンティブが減少し民間への委託につながる。

また、国の場合は、徴収しても国庫の中での循環になるため徴収の実益に乏しいという考え方もあるが、徴収して会計上分けることにより国民に透明性を示すべきである。

以 上